

令和6年度創成川通交通円滑化検討業務 提案説明書

1 業務の名称

令和6年度創成川通交通円滑化検討業務

2 趣旨

本説明書は、「令和6年度創成川通交通円滑化検討業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

本市では、国道5号創成川通を、「札幌市総合交通計画」で、自動車の円滑性向上を図り、空港・港湾施設や圏域内の拠点間の連携を支える「都心アクセス強化道路軸」として位置付けるとともに、「第2次都心まちづくり計画」で、都心部の豊かな環境を活かし、市民の交流とつながりを創出する「つながりの軸」として位置付け、その実現に向けて重点的に取り組んでいるところ。

また、令和3年度からは、北海道開発局により「国道5号創成川通」が事業化され、調査、設計が行われており、本市としては、本事業が市街地における地下構造の別線整備であるという特性を踏まえ、円滑に事業が推進できるよう、関係機関調整や住民対応への地元協力、広報活動への支援協力などの事業実施環境の整備に幅広く取り組んでいるところ。合わせて、整備効果の確実な発現に向けて、国道と接続する交通の処理について交差点改良等の検討を進めていく必要がある。

本業務は、創成川通地下トンネル出口付近の交差点の課題を把握し、課題解決に向けた検討を実施するものである。

4 業務の内容

(1) 計画準備

本業務の目的、趣旨を十分把握した上で、業務内容を確認し、作業計画、実施方針、業務工程、作業編成、人員計画など、業務を円滑に遂行するための業務計画書を作成する。

(2) 将来交通量の設定

「令和3年度創成川通機能強化検討調査業務」の成果（以下、令和3年度業務成果）をベースに、将来交通量（創成川通整備後の交通量、MICE 施設整備後の開発交通量）を見直し、後述の検討に必要な将来交通量を設定する。

なお、創成川通整備後の交通量は、発注者からの貸与を予定している。その他検討に用いる各種データについては、発注者との協議により決定し、着手後に資料提供を受ける。

(3) 課題の把握

令和3年度業務成果を参考に、創成川通整備後の都心南部地区における交通課題を整理する。

(4) 短期対策検討

ア 交差点予備検討

創成川通・豊水通交差点北側流入部を対象に、2案程度の平面交差点対策案の予備検討を行い、設計図（平面図、横断図）を作成するとともに、数量、概算工事費を算出し、照

査を行ったうえで成果を取りまとめる。

イ 交通処理方策の検討

上述の対象交差点において、対策後の交差点解析を1ケース実施し、交通処理方策を検討する。

(5) 中長期対策検討

ア 交差点概略検討

創成川通・豊水通交差点を対象に、平面整備や立体整備による3案程度の交差点対策案の概略検討を行い、設計図（平面図、横断図、縦断図）を作成するとともに、概算工事費を算出する。

イ ソフト施策の検討

都心の開発動向を踏まえ、創成川通・豊水通交差点周辺を対象に、経路誘導などの交通円滑化に資するソフト施策を検討する。

ウ 交通処理方策の検討

上述の対象交差点において交差点整備案の交差点解析3ケース、ソフト施策実施後の交差点解析を実施し、交通処理方策を検討する。

(6) 打合せ

必要に応じて、業務の進捗状況等を確認するため発注者と打合せを行う（履行期間内に5回程度を想定）。打合せ後は議事録を作成し、発注者と共有すること。

(7) 説明資料の作成

上記の内容をとりまとめ、説明資料（概要版（A3版4枚程度）及びパワーポイント資料）を作成する。

(8) 報告書の作成

上述の経過及び結果をまとめた報告書を作成する。

(9) 資料提供

札幌市の関連計画等について提供可能な資料は、必要に応じて発注者より提供するものとする。

5 業務の履行期間

契約書に示す着手の日から令和7年3月25日（火）までとする。

6 業務提案の上限額

金20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

7 企画提案を求める事項

項目	説明	ページ数
(1) 業務の実施方針及びフロー	提案者の当該業務に対する考え方や取組方針等	A4 版 1 ページまで
(2) 将来交通量の設定、短期対策検討	周辺土地利用や開発動向等に基づく将来交通量の設定、交通処理方策を検討する上で考慮すべきポイント	A4 版 2 ページまで
(3) 中長期対策検討	交通量増加による交通課題解決に向けた対策案の概略検討及びソフト施策検討を行う上で考慮すべきポイント	A4 版 2 ページまで
(4) その他独自提案	上記のほか、事業目的に資する取り組みについての提案事項、検討に当たって配慮すべき事項があれば追加	A4 版 1 ページまで
(5) 業務工程表及び業務実施体制	履行期間中における業務別のスケジュール、業務の実施体制及び担当技術者の交通、まちづくりに係る計画策定に関連する業務の経歴	A4 版 1 ページまで
(6) 参考見積	(1)～(5)の企画提案について、上記6に示す提案上限額の範囲内とする積算及び業種別の積算内訳	A4 版 1 ページまで

8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が「建設関連サービス業」の「土木設計・監理業」に登録されている者であること。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有していること。
- (7) 国又は地方公共団体等が発注した、交通に係る計画策定の業務を元請として履行した実績があること。

9 提案方法等

(1) 提出書類

【正本】 1 部

① 参加意向申出書（様式第 1 号）

（添付書類）

ア 同種業務等実績書（様式第 2 号）

上記 8 - (7)に係る業務の実績を記載

イ 業務の実施を証明する書類

上記アに記載した業務を実施したことを証明する書類（契約書・請書の写し、又は業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し）及び当該業務の内容が確認できる書類（設計書、仕様書その他提出者が必要と判断した書類）

ウ 競争参加資格認定通知書の写し

② 企画提案書（様式自由）

用紙サイズは A 4 版の両面印刷とする。提案書のページ数については、上記 7 を参照のこと。ただし、下記 11 に示す二次審査でのプレゼンテーションの際に、記載内容のすべてを説明できる程度のものとする。

【副本】 9 部

上記②の企画提案書の写し

(2) 提出方法及び提出先

持参又は送付により、下記 14 の連絡先に提出すること。

(3) 提出期限

令和 6 年 7 月 23 日(火) 15 時 00 分必着とする。なお、送付の場合は特定記録により、前日必着とすること。

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) その他

- ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者当たり1件とする。
- イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- ウ 提出された企画提案書等は返却しない。
- エ 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は認めない。

10 質疑

(1) 質問の受付期限

令和6年7月22日(月) 15時00分必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票(様式第3号)により、要旨を簡潔にまとめ、下記14の連絡先までメールにより提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時下記ホームページにて公開する。

URL <http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html>

11 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係部局の職員からなる「令和6年度創成川交通円滑化検討業務企画競争実施委員会」(以下「委員会」)において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

ア 一次審査

上記8に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。

(ア) 上記6の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。

(イ) 企画提案件数が3件以下の場合は、一次審査を省略する。

(ウ) 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

(ア) 出席者は1件当たり3名以内とし、説明者は企画提案書記載の担当技術者とする。

(イ) プレゼンテーションは30分(説明20分・質疑10分)とする。

(ウ) 説明については、提出済みの企画提案書に基づいて行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。説明内容が、企画提案書から逸脱する場合には減点とする。

(エ) 説明に際して、スクリーン映写により説明を希望する場合は、提出済みの書類の転写のみ認める。

(オ) スクリーン映写を行う場合は、提案者がノートパソコンを持参すること。なお、当日は提案者が控室等において事前にノートパソコンを起動し、案内後すぐにプロジェクターに接続できるように準備しておくこと。

(カ) 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(2) 審査スケジュール（予定）

一次審査 令和6年7月29日（月）

二次審査 令和6年8月2日（金）

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。一次審査は、委員会委員の評価の合計点数が高い順に審査通過者を決定する。二次審査においては委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記 12 に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の6割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者としない。

なお、一次審査又は二次審査が同点の場合については、次表に示す審査項目の(2)・(3)・(4)の合計点が高い順に審査通過者又は審査候補者とし、当該項目においても同点の場合はいくじ引きにより審査通過者又は契約候補者を決定する。

審査項目	審査基準	配点
(1) 業務の実施方針及びフロー	当該業務に対する考え方や取組方針等について、業務の目的・内容を十分に理解したものであるか	10
(2) 将来交通量の設定、短期対策検討	業務の目的、内容を十分に理解しているか 提案内容は妥当かつ具体的なものであるか	30
(3) 中長期対策検討	提案内容は業務目的に合致したものであるか 説明や質問を通じた対象分野への専門性	30
(4) その他独自提案	独自の提案事項について、業務目的に合致したものであり、妥当かつ具体的なものであるか	20
(5) 業務工程表及び業務実施体制	組織体制、マネジメント体制、担当者の能力・経験等	10
合 計		100

(4) 最終審査結果の通知

最終審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

12 契約候補者との役務契約の条件

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会の委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」という。）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。

また、企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方とはしない。

13 参考資料

- (1) 札幌市「第2次都心まちづくり計画」

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/plan/toshin2.html>

- (2) 札幌市「都心アクセス強化（創成川通の機能強化）」

<https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/toshin-access/index.html>

- (3) 過年度業務報告書

以下のアの業務報告書を下記 14 の場所にて閲覧可能（貸出及び複写は不可）。閲覧を希望する場合は事前に連絡のうえ、閲覧日時の調整を行うこと。ただし、閲覧は令和6年7月22日（月）15時00分までとする。

ア. 令和3年度創成川通機能強化検討調査業務

14 連絡先

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課
（札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側）
電話 011-211-2492 Fax 011-218-5114
E-mail sogokotsu-keiyaku@city.sapporo.jp